⑺　Contact point for tender documentation : Yoshinori Odawara, Assistant Manager of Procurement & Contract Division, Engineering, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―10―14　Kitaueno, Taitou-ku, Tokyo, 110―0014 Japan TEL : 03―5828―8595

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年4月3日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　名古屋第二環状自動車道　飛島ジャンクションCランプ橋他４橋（下部工）工事　（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所　自）愛知県海部郡飛島村
至）愛知県海部郡飛島村
⑷　工事内容　本工事は、名古屋第二環状自動車道における飛島木場第３橋及び飛島ジャンクションランプ橋の下部工工事を行うものである。
⑸　工事概算数量
延長　約2,400m
橋梁
橋脚　30基（橋脚高さ　12.7～26.7m）
基礎杭　鋼管杭φ800～1200㎜　13,428m（杭長　24.0～32.0m）
鋼管ソイルセメント杭工法　φ1200㎜　10,153m（杭長　24.0～32.0m）
回転杭工法φ800～1200㎜　3,275m（杭長　28.5～32.0m）
⑹　工期　契約締結の翌日から1,080日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、総合評価技術提案資料を求め、価格と価格以外との要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や契約単価項目が変更となる提案は不採用とする。
⑼　本工事は、入札後に落札予定者と弊社とが、より合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議（以下「技術提案協議」という。）を実施し、技術提案協議に基づく価格で契約することが出来る技術提案協議方式の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑿　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合
「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事を有している者の２者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、求める実績１、求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績１
回転杭工法＊により施工した杭長25m以上の鋼管杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）
＊回転杭工法とは道路橋示方書・同解説（平成24年３月）Ⅳ下部構造編18.1「適用する工法」参照による（以下同様とする。）。
求める実績２
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）20m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１
鋼管ソイルセメント杭工法により施工した杭長25m以上の鋼管杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない。）
求める実績２
躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）10m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。ただし、複数の主任（監理）技術者を配置する場合は、下記の期間とする。
・経験１に係る経験を有する技術者は基礎ぐい工工事が稼働している期間。
・経験２に係る経験を有する技術者は橋梁下部工工事が稼働している期間。
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が技術資料の提出時に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。